

生駒市規則第3号

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市長 山下 真

生駒市市民サービスコーナー規則の一部を改正する規則

生駒市市民サービスコーナー規則（平成8年10月生駒市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「取り扱う日」の次に「（以下「事務取扱日」という。）」を加え、同条ただし書を削り、同条第2号ア中「（祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）」を削り、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 祝日が日曜日に当たるときは、その翌日

第5条第3号中「前号アからウまで」を「前号アからエまで」に改め、同条第4号ア中「（祝日が月曜日に当たるときは、その翌日）」を削り、同号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 祝日が月曜日に当たるときは、その翌日

第5条に次の1項を加える。

- 市長は、必要があると認めるときは、事務取扱日を変更し、又は事務取扱日でない日に事務を取り扱うことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。